

患者等搬送事業者認定制度の解説

第4（3） 生命に危険があり、又は症状が悪化すると認められ、緊急に医療機関その他の場所に搬送しなければならない患者等は、搬送の対象としないこと。

解説 その他の場所とは、大規模災害時の応急救護所等をいいます。

第4（4） 患者等搬送事業所、患者等搬送用自動車、パンフレットその他これに類するものに緊急の業務を行っているものとして、住民に誤解を与えるような表示はしないこと。

解説 その他これに類するものとは、事業所のホームページ等をいいます。誤解を与えるような表示とは、「緊急走行で病院まで搬送する。」や「緊急搬送自動車」という表記など、住民に緊急搬送が可能であるとの誤解を与える表示をいいます。

第7（2） ア及びイに掲げる者以上の知識及び技術を有すると消防長が認める者

解説 ア及びイに掲げる者以上の知識及び技術を有する者とは、医師、助産師、保健師、看護師、准看護師、救急救命士、医学士、看護学士等とします。

第11 換気及び冷暖房の装置

解説 換気装置とは、患者等の収容スペース設置の換気扇を示しますが、患者等の収容スペースに開口部（窓）があれば、換気装置があるものとします。冷暖房装置とは、車両のエアコン等をいいます。

第11 乗務員が業務を実施するために必要なスペース

解説 乗務員が業務を実施するために必要なスペースとは、乗務員が患者等の継続観察及び症状の悪化時に応急手当ができるだけの広さとします。

第11 ストレッチャー（患者等固定ベルトを有するものに限る。）及び車椅子等を使用したまま確実に固定できる構造

解説 患者等固定用ベルトの本数は、2本以上が望ましいといえます。

第 1 1 携帯が可能な通信機器等、連絡に必要な設備

解説 携帯が可能な通信機器等、連絡に必要な設備とは、携帯電話、自動車電話等を含みます。

第 1 2 患者等搬送用自動車の車体には、患者等搬送用自動車である旨の表示を別表第 2 により行うものとする。

解説 別表第 2 によるもののほか、認定車両の車体に「大船渡地区消防組合消防本部認定」と表示する場合は、文字の大きさは 50mm 以下とし、文字の形態、色は任意とします。

- 第 2 3
- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者
 - (2) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者
 - (3) 特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者
 - (4) 自家用有償旅客運送の登録を受けた者

- 解説
- (1) 道路運送法第 3 条第 1 号ハ・第 4 条
 - (2) 道路運送法第 3 条第 1 号ロ・第 4 条
 - (3) 道路運送法第 3 条第 2 号・第 4 3 条
 - (4) 道路運送法第 7 8 条第 2 号・第 7 9 条

第 2 6 患者等搬送事業者認定マーク、患者等搬送事業者認定マーク（車椅子専用）について

解説 患者等搬送事業者認定マークの掲示は、認定事業者の任意とし、事業所又は当該事業に関係する場所に掲示することができます。

第 3 0 患者等搬送事業認定（更新）申請書の内容を変更したとき。

解説 認定要綱に定める事項に係るものを変更する場合は、変更しようとする 1 4 日前までに次の書類を添付し、提出します。

- (1) 第 2 3 の事業許可に係る変更の場合
国土交通大臣の許可書若しくは免許状又は登録証の写し
- (2) 認定車両の増車及び更新並びに用途の変更の場合
 - ア 乗務員名簿（様式第 6 号）
 - イ 患者等搬送用自動車表（様式第 7 号）

ウ 当該車両の自動車検査証の写し

例：車両の用途を「車椅子専用車」から「車椅子・寝台兼用車」に変更するとき。

（３）認定車両を減車する場合

提出書類はありません。

例：所有している認定車両を廃車等により減車するとき。

（４）積載資器材の種類を変更する場合

提出書類はありません。

例：積載している担架やAEDの機種を変更するとき。

（５）乗務員の人員を変更する場合

乗務員名簿

例：患者等搬送乗務員適任証の交付を受けている乗務員を新規採用するとき。

※ 変更を行った場合でも、認定失効年月日は従前のままであり、当該変更申請の審査、結果通知をした日から５年間ではないことに注意してください。